

旭川医科大学医師派遣の在り方等検討委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学医師派遣の在り方等検討委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学医師派遣の在り方等検討委員会要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1～第7（略） （庶務） 第8 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。 （雑則） 第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和元年8月7日から実施し、改正後の第8の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1～第7（略） （庶務） 第8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。 （雑則） 第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>